

Chapter 7 金融商品の会計

JPN Comparison

【JPN Comparison 7-1】日本の金融商品の会計基準

日本では、1990年にバブル経済が崩壊して、金融商品の時価の下落とともに、金融機関に生じた不良債権等が財務諸表に正しく表示されていないといった問題が生じた。そこで、1997年以降、当時の会計基準の設定主体であった企業会計審議会が中心となって、会計ビッグ・バンが進められた。会計ビッグ・バンは、日本の企業会計にパラダイム転換と考えられるような変化をもたらしたが、その一つが金融商品の時価評価であった（第3章第4節を参照）。

企業会計審議会は、1999年に『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』を公表し、その中で「金融商品に係る会計基準」を設定した。そこでは、金融資産は、一般的に、市場が存在すること等により客観的な時価の把握が可能であり、当該価額による自由な換金、決済等が可能であることから、時価評価が規定された¹⁾。

現在の金融商品の会計基準は、企業会計基準委員会(ASBJ)が2006年に公表した企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』（最終改訂2019年）である²⁾。

【JPN Comparison 7-2】日本の金融商品の範囲と分類

日本においても、金融商品は金融資産と金融負債から構成される。金融資産および金融負債の範囲は、以下のように具体的な資産および負債項目を示すことで規定されている³⁾。

¹⁾ 企業会計審議会、1999『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』企業会計審議会、IIIの三。

企業会計審議会、1999『金融商品に係る会計基準』企業会計審議会、第三。

²⁾ 同基準。

³⁾ 同基準、第4項・第5項。

金融資産は、現金預金、金銭債権、有価証券およびデリバティブ取引により生じる正味の債権等をいう。ここで、金銭債権は、受取手形、売掛金および貸付金等である。有価証券は、株式その他の出資証券および公社債等である。デリバティブ取引により生じる正味の債権等におけるデリバティブ取引は、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引である。

金融負債は、金銭債務およびデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。ここで、金銭債務は、支払手形、買掛金、借入金および社債等である。

【JPN Comparison 7-3】日本の金融商品の発生と消滅の認識

日本では、金融資産または金融負債の発生は、原則として、金融資産の契約上の権利または金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに認識される。ただし、商品等の売買または役務の提供の対価に係る金銭債権債務の発生は、原則として、商品等の受渡しまたは役務提供の完了時に認識される。

金融資産の消滅は、契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識される。

金融資産の消滅は、金融資産を譲渡した後にも、リコース権や買戻特約などがついている場合があることから、金融資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した場合に、財務構成要素の消滅は認識され、留保される財務構成要素の存続も認識される（財務構成要素アプローチ）。

金融負債の消滅は、契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき、または第一次債務者の地位から免責されたときに認識される⁴⁾。

【JPN Comparison 7-4】日本の金融商品の貸借対照表価額

日本では、金融資産の貸借対照表価額は、時価評価を基本としつつ、属性お

⁴⁾ 同基準、第7項、第8項、第10項。

より保有目的に応じて決定される。これは、金融資産には、実質的に価格変動リスクを認める必要がないもの、直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約があるものがあるからである。金融資産の属性および保有目的を考慮して評価を行うことが、企業の財務諸表が財政状態および経営成績を適切に表示することになると考えられている。

金銭債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。金銭債権を時価評価しない理由は、これらの債権および債務については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるためである。

有価証券の貸借対照表価額は、下記 Illust. 7-a のとおりである。

金融負債の貸借対照表価額は、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除いて、債務額を用いる。

これは、金融負債には、借入金のように一般的には市場がないもの、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があるものがあるからである。ただし、社債を割引発行または打歩発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法により算定された価額が用いられる⁵⁾。

Illust. 7-a 日本における有価証券の保有目的別分類と処理方法

⁵⁾ 同基準、第 66 項、第 67 項。

保有目的別分類			貸借対照表価	評価差額
① 売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ること	時価	当期の損益	
② 満期保有目的の債券	満期まで保有して、約定利息と元本を受け取ること	取得原価または償却	---	
③ 子会社株式および関連会社株式	他企業の人事、資金、技術、取引などの関係を通じて、営業方針や財務方針を支配すること	取得原価	---	
④ その他有価証券	その他、例えば取引関係を維持して、合併や系列化あるいは外部からの乗っ取りを予防すること	時価	全部純資産 評価・換算差額等 直入法： 部分純資産 評価益=評価・換算差額等 直入法： 評価損=当期の損失	